

平成28年度

第11回千葉県農業委員会農地部会議事録

千葉県農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成29年2月28日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第11回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	16件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	20件
議案第8号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第9号	農業委員が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	17件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	39件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第6号	地目変更について	6件

<出席委員> (14名)

1番 橋本 泉	2番 長谷部 衡平
3番 小林 正明	4番 笠川 泰雄
6番 鈴木 武夫 (農地部会長)	8番 猪野 幹夫
9番 宮崎 一雄	11番 浅尾 孝
12番 大塚 久 (職務代理者)	13番 竹下 洋一
14番 長谷川 功	15番 石橋 幹男
16番 高澤 義信	17番 小川 隆良

<欠席委員> (3名)

5番 武津岡 広治	7番 中島 賢治
10番 蛭田 浩文	

<事務局説明員>

事務局長	朝生 智明	次長	岡本 茂之
次長補佐	堀 明徳	農業振興班長	小川 剛
農地審査班長	福島 悟	農地指導班	金親 一史

開 会 (午後 1時00分)

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただ今から平成28年度第11回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、17名中、14名出席ですので、会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。16番・「高澤 義信」委員、17番・「小川 隆良」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。はじめに第1項です。

お手元の資料の1-1をご参照ください。

本案件は、権利者であります美浜区高洲1丁目在住の方が、若葉区大井戸町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、じゃがいも、にんじん、かぶを予定しております。

次に、第2項です。

お手元の資料の1-2をご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区下大和田町在住の方が、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、じゃがいも、とうもろこし、なす等を予定しております。

第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の

「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉委員

第2項は権利者の住所と申請土地の地番が同じですが、土地1筆で地目が宅地ならば農地として売買ができないはずですが。

事務局

元々この地番は広い面積で自宅と畑がありました。許可申請前に分筆登記があり、67番1は畑、67番5は住宅にして利用していました。これまで住所地として使用していたことから権利者の住所はそのままにしていますが、住宅は67番5にあります。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。
現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の資料の議案第2号を併せてご覧ください。

本案件は、申請地の一部を太陽光発電施設用地とし、残りの部分を貸駐車場用地とするものです。

申請土地は、市立千城台旭小学校の東約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅や農地が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲にフェンス及び防風ネットを設置します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び関連する議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第13項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたしま

す。

はじめに、第1項です。お手元の資料の3-1をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立天戸中学校から南東へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地や住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲に土嚢を積み土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。本項は第3項から第7項まで及び議案第4号との関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の資料の3-2～7、議案第4号をご覧ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。また、本案件は平成28年10月に建売分譲住宅用地で許可を受けた土地を今回拡大したいという計画変更申請との同時申請になります。

申請土地は、市立北貝塚小学校から東へ約450mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑及び休耕地で、周辺は住宅と山林が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、雨水管に接続します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第8項です。本項は第9項から第13項までとの関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の3-8～13をご覧ください。

本案件は、特別養護老人ホーム用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉東金道路千葉東インターチェンジから南東へ約500mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑及び休耕地で、周辺は農地や住宅が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水貯留槽により流出を抑制後、雨水管に接続します。また、周囲にブロック・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、第14項です。お手元の資料の3-14をご覧ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、父親より贈与により取得するものです。

申請土地は、市立大巖寺小学校から東へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透枡にて抑制後、道路側溝に接続します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第15項です。お手元の資料の3-15をご覧ください。

本案件は、資材置場及び車両置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立誉田東小学校から南東へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロック・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第16項です。お手元の資料の3-16をご覧ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、市立山王小学校から西へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロック・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉委員

第2項から第7項までの一体案件について近くに貝塚憩の森があるが、申請地は埋蔵文化財包蔵地の範囲内ですか。

事務局

都市計画法の事前協議で埋蔵文化財の協議も行っておりますが、対象にはならないと聞いています。

小林正明委員

私は第一分科会として現地調査に行きました。雑草が刈っていない、杭などが見えず申請地範囲が分からないという酷い現地がありました。農業委員会で現地調査がしっかりとできるように業者などの申請者に文書で指導してください。

事務局

ご指摘ありがとうございました。

業者などに対して、写真等を用いて具体的にイメージが伝わるように文書を工夫して作成し指導いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号及び議案第4号は、許可及び承認と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。
第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。
本件は、第1項から第3項までの一体の案件ですので、一括してご説明いたします。資料の5-1～3をあわせてご覧ください。

本案件は、富田都市農業交流センターの指定管理者である組合が、同センターの実施するイベントに関連して、センター周辺の農地を来客用駐車場及びイベントスペースとして一時的に使用するため、使用貸借権を設定するというものです。

申請地は、同センター周辺の3か所の畑で、合計面積は4,726平方メートルです。いずれも農用地区域内の農地です。

一時転用期間は、本年3月18日から5月7日までを予定しております。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項について、農地基本台帳及び2月6日の現地調査により、買取り申出者の父が、農業の主たる従事者であることを、長谷川 政美委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等なし ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の発行について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区加曾利町在住の農家の方が、同区貝塚在住の方の所有する、同区加曾利町の畑2筆、合計面積1,738㎡に使用貸借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

第2項から第4項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の3名の方の所有する同町の田3筆、合計面積6,333㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

第5項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曾利町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積3,437㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第6項は、若葉区上泉町在住の農家の方が、同町在住の

方の所有する、同町の畑3筆、面積6,263㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第7項から第9項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。中央区中央所在の農地所有適格法人が、若葉区多部田町在住の3名の方の所有する同町の畑8筆、合計面積4,814㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

第10項から第20項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。件数が多いため別に農地中間管理事業利用権設定農地一覧を作成しておりますので、27ページをご参考ください。

千葉県園芸協会が緑区下大和田町在住の方、他10名の方の所有する同区上大和田町、下大和田町及び土気町の田26筆、合計面積31,820㎡に賃借権を設定するもので、第10項から第12項が新規設定、第13項から第20項が再設定で設定期間はいずれも10年です。

本項は、農地中間管理機構が作成する「農用地利用配分計画案」に登録された借受希望者に千葉県の認可を経て貸し付けられます。

第1項から第20項までの合面積54,405㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。
ただ今の第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第8号「農用地利用配分計画（案）の意見について」を上程いたします

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第1分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

=== 農政部入室 ===

議長
(鈴木武夫部会長)

それでは、はじめに、事務局より議案の概略説明、続いて「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

事務局

議案第8号についてご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農

農 政 部

用地利用配分計画案について意見を求められたものです。
審議案件は、1件です。

計画の詳細は、市農政部よりご説明いたします。

議案第8号議案について、ご説明いたします。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました「議案第7号第10項から第20項の案件」がこれにあたります。併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

第1項は、緑区上大和田町、下大和田町及び土気町の田26筆、面積31,820㎡を緑区板倉町所在の法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成39年2月28日までの10年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第8号の説明は以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。
事務局から何かありますか。

事務局

ただ今、農政部の説明にありました農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件について、事務局にて調査いたしました。特に問題ないものと思われま

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの農政部及び事務局の説明について、質問等ございましたらお願いします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

小林正明委員

数多くの土地があるが纏まっているのか。それとも散らばっているのですか。

事務局

現地は所在地番のとおり繋がっていないが、耕作に支障がない程度の距離にあります。通作には問題はありません。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。

議場

===農政部退室===

議長
(鈴木武夫部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。

議場

——意見なし——

議長
(鈴木武夫部会長)

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することとに賛成の方は、挙手願います。

議場

——挙手——

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、「意見なし」と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第9号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」を上程いたします。

本議案は、部会委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、第1分科会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりませんので、再度、事務局から説明願います。

事 務 局

議案第9号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」ご説明いたします。議案書の30ページをご覧ください。

本議案は、農地法第3条に定める、現行の「別段の面積」、通例として「下限面積」と呼称しておりますが、この下限面積について農水省の通知により毎年見直しを凶る必要があることから今年度の見直しについて、ご審議願うものです。

今年度の事務局案につきましては、30ページ中段にありますように1番、下限面積は現行どおりとする。2番、その理由といたしましては、昨年度と比べまして農地基本台帳の農家の経営面積などのデータに大きな変動がみられないためとなります。

詳細につきましては、資料でご説明いたします。

資料の議案第9号をご参照ください。表と裏の両面になります。

まず、おもて面ですが、下限面積とは農地法第3条で農地の権利を取得する際の最低の経営面積となります。この面積に達しない場合は農地の権利取得の許可が出来ないこととなります。

その面積は本市では、おもて面一番下になりますが、中央区、花見川区、稲毛区については30a、3,000㎡で若葉区、緑区については40a、4,000㎡になります。

次に裏面4の検討内容ですが、事務局で農地基本台帳を元に、各区の農業者の経営面積を表にしたものが、資料1です。見方としては20a、30a、40a、50a以上の経営の農家が全体の何%かという%の表示が各区ごとになされています。法令で40%以上となる部分で面積を決めることとなります。

表を見ますと中央区、稲毛区で現行面積の30aより減

少している傾向が見られますが、下限面積を引き下げるということは、新規就農の促進といった観点にはプラス要因ですが、農地の利用集積という観点からはマイナス要因であるなど、様々な影響が考えられるため、来年度この下限面積につきましては、本市としてどのように設定するべきかという、提案を再度させて頂きたいと考えています。

今後、議論を深めていきたいと考えておりますので、今年度につきましては、データ上大きな変動がないことから修正を行わず、現行どおりとするというものでございます。

議案第9号の説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事務局の説明のとおり、農業委員会が定める別段の面積は、現行どおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、農業委員会が定める別段の面積は現行どおりといたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の31ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の33ページまでに7件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

事務局長専決により、許可取消指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の35ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の36ページまでに17件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の43ページまでに39件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更について」は、6件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

橋本 泉委員

第2号ですが、取消理由が義務者の都合によるとあるが、所有権の移転は行われなかったのですか。

事 務 局

農地法第3条の審議を行い、許可後に許可指令書を交付しました。通常はその後に所有権移転の登記をするが、登記前に義務者から契約条件の見直しがあり売買価格が折り合わなくなり、そのため許可の取消し願いがあったものです。所有権移転の登記はしていません。

議 長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成28年度第11回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後 1時45分)